

平成30年度川内村職員(資格免許職)採用候補者試験公告

平成29年5月8日

川内村職員(資格免許職)採用候補者試験を次により行います。

川内村長 遠藤 雄幸

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	保健師	保育士
採用予定人員	若干名	若干名

2. 受験資格

平成2年4月2日以降に生まれた保健師、保育士及び幼稚園教諭の資格を取得している者又は平成30年3月までに取得見込みの者(学歴は問いません。)

なお、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- (4) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
- (5) 日本国憲法施行の日以後において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

3. 試験の方法

次により行います。

(1) 第1次試験

○教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

○専門試験

保健師として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。

(2) 第2次試験(第一次試験合格者対象)

- ① 小論文
- ② 面接(主として人物について個別面接による試験を行います。)
- ③ グループ討議

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験場	発表
第1次試験	平成29年 7月23日(日)	受付 9:00~9:30 教養試験 10:00~12:00 専門試験 13:00~15:00	福島市金谷川1番地 福島大学	平成29年9月下旬 川内村役場掲示板 に合格者の受験番号 を掲示するほか 合格者に通知しま す。
第2次試験	平成29年 10月上旬	第1次試験合格者に通知 します。	第1次試験合格者に 通知します。	第2次試験合格者に 通知します。

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に村長が採用する者を決定します。
この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本村の給料表によるが、この他通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込書の請求

申込用紙は、本村役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「大学卒程度試験申込用紙請求」と朱書きし、430円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型A4号)を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

① 申込用紙に必要事項を記入して、本村役場に提出してください。

申込書を郵送する場合は430円切手を貼った自分宛の返信用封筒(角型A4号)を同封し、その表に「大学卒程度試験申込」と朱書きして送付してください。

② 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄にはって受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、又は受験票に写真のはってない場合は、受験できません。)

(3) 受付期間

平成29年5月25日(木)から同6月23日(金)まで(執務時間中に限ります。)

郵便による申込書提出の場合は、6月22日(木)までの消印のあるものに限り受け付けます。

8. その他

(1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

(2) この試験に関し不明な点は、本村役場総務課(電話0240-38-2111)に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、82円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封してください。